

愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直し後の対応について

1 見直し後の対応方針

- 見直し後の新計画書制度は、2024年4月1日から実施する。
- 見直し前の計画期間内にある事業者は、事業者の負担軽減の観点から旧計画書制度に基づき取り扱うこととする。

2 経過措置の考え方

- 2024年4月1日以降新たに計画書を提出する事業者は、新計画書制度の様式(以下「新様式」という。)により提出する(下表A社)。
- 2024年4月1日の時点で旧計画書制度に基づき地球温暖化対策に取り組んでいる計画期間内の事業者は、計画期間が終了するまでの間、旧計画書制度の実施状況書の様式(以下「旧様式」という。)により提出する(B社・C社)。ただし、事業者の希望により新計画書制度により計画書を提出し直すことができることとする(D社)。

<参考>

提出年度	A社	B社	C社	D社
2021年度	⑩計画書			
2022年度	⑩実施状況書①	⑩計画書		⑩計画書
2023年度	⑩実施状況書②	⑩実施状況書①	⑩計画書	⑩実施状況書①
2024年度 (施行予定)	⑩実施状況書③ ⑪計画書	⑩実施状況書②	⑩実施状況書①	⑩実施状況書② ⑪計画書
2025年度	⑪実施状況書①	⑩実施状況書③ ⑪計画書	⑩実施状況書②	⑪実施状況書①
2026年度	⑪実施状況書②	⑪実施状況書①	⑩実施状況書③ ⑪計画書	⑪実施状況書②
2027年度	⑪実施状況書③ ⑪計画書	⑪実施状況書②	⑪実施状況書①	⑪実施状況書③ ⑪計画書
...				

※⑩旧様式、⑪新様式、①1年目、②2年目、③3年目